佐賀県告示第343号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年9月7日

佐賀県知事	Ш	祥	義

名称	所在地	廃止年月日	
医療法人久保田産	唐津市大石町 2455 番地	令和3年1月31日	
婦人科•麻酔科病			
院			
南かわそえクリニ	佐賀市川副町鹿江 221 番地 5	JJ	
ック	-1		
たかお薬局	佐賀市金立町大字千布 2290	令和3年2月12日	
	番地 10		